

環水大土発第1611081号
平成28年11月9日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

環境大臣 山本 公



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第2号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める、「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年農林省告示第346号）」において規定する作物残留及び土壌残留に係る農薬登録保留基準について、飼料用農作物に係る農薬登録保留基準を、当該農薬が残留した飼料用農作物を給与した家畜から得られる畜産物（乳、肉、卵等）が食品衛生法に基づく残留農薬基準を超えることとすること。

